

川島桶川資源循環組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 1 3 号。以下「条例」という。）第 2 3 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。

(1 週間の勤務時間)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。

以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、前2項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上 of 週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上 of 週休日）を設けることが困難である職員については、管理者の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上 of 週休日を設ける場合には、この限りでない。

4 前2項の割振りの基準等については、常勤の職員の例による。

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項及び第3項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項及び第4項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤の職員の例による。

（休憩時間）

第 6 条 条例第 6 条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第 7 条 任命権者は、管理者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 15 号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第 3 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和 7 年川島桶川資源循環組合規則第 13 号。以下「勤務時間規則」という。）第 16 条で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第 8 条 条例第 8 条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

（休日）

第 9 条 条例第 10 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（休日の代休日）

第 10 条 任命権者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日による休日又は年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）において第 4 条第 2 項又は第 5 条の規

定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤の職員の例による。

（休暇の種類）

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1に定める日数

(2) 任期の満了により退職した後に翌年度において更に任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数

- 2 前項に定める会計年度任用職員は、年度にかかわらず6月以上継続して任用されるものとし、継続して6月以上任用することが明らかになった任用期間の初日に年次有給休暇を付与するものとする。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特に必要があると認められるときは、15分単位とすることができる。
- 4 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 5 年次有給休暇は、20日を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を付与するものとする。

- 2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を付与するものとする。
- 3 別表第3及び別表第4の休暇の単位は、任命権者の定めるところにより、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、別表第3第10項に規定する特別休暇については、1日を単位とし、同表第11項、第14項及び第15項に規定する特別休暇については、1日又は1時間を単位として取り扱うものとする。

(介護休暇)

第14条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(同条の規定の適用については、同条第1項に規定する申出の時点において、

1 週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、当該申出において、勤務時間規則第30条第4項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第15条 条例第17条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用については、初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者で、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第17条第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第16条 特別休暇の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤の職員の例による。

（管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）

第17条 第11条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を

考慮し管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(その他)

第 1 8 条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 1 2 条関係)

1 週間の勤務 日の日数	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務 日の日数	2 1 7 日以 上	1 6 9 日か ら 2 1 6 日 まで	1 2 1 日か ら 1 6 8 日 まで	7 3 日から 1 2 0 日まで	4 8 日から 7 2 日まで
付与日数	1 0 日	7 日	5 日	3 日	1 日

別表第 2 (第 1 2 条関係)

1 週間の勤務日 の日数		5 日 以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日 の日数		2 1 7 日 以上	1 6 9 日 から 2 1 6 日まで	1 2 1 日 から 1 6 8 日まで	7 3 日か ら 1 2 0 日まで	4 8 日か ら 7 2 日 まで
継続勤務 期間の初 日の属す る年度か ら現年度	1 年度	1 1 日	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年度	1 2 日	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年度	1 4 日	1 0 日	8 日	5 日	2 日
	4 年度	1 6 日	1 2 日	9 日	6 日	3 日
	5 年度	1 8 日	1 3 日	1 0 日	6 日	3 日

までの年 度数	6年度 以上	20日	15日	11日	7日	3日
------------	-----------	-----	-----	-----	----	----

別表第3（第13条関係）

事由	期間
1 選挙権その他公民としての権利 を行使する場合	必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人 等として国会、裁判所、地方公共 団体の議会その他官公署へ出頭す る場合	同上
3 地震、水害、火災その他の災害 により現住居が滅失し、又は損壊 した場合で、その復旧作業等を行 い、又は一時的に避難しているとき。	1週間を超えない範囲内でその都度 必要と認める期間
4 地震、水害、火災その他の災害 により会計年度任用職員及び当該 会計年度任用職員と同一の世帯に 属する者の生活に必要な水、食料 等が著しく不足している場合で、 当該会計年度任用職員以外にはそ れらの確保を行うことができない とき。	同上
5 地震、水害、火災その他の災害 又は交通機関の事故等により出勤 することが著しく困難な場合	必要と認められる期間

6 地震、水害、火災その他の災害 又は交通機関の事故等に際して、 退勤途上における身体の危険を回避する場合	同上
7 結婚に伴い必要と認められる行事等がある場合	連続する5日間の範囲内
8 親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡し、葬儀その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等がある場合	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
9 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間。ただし、4日目以降は無給とする。
10 夏季の期間（6月から9月までをいう。）において、心身の健康の維持若しくは増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	所定勤務日数及び所定勤務時間数に応じ別表第6に掲げる日数
11 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の

	勤務時間を考慮し、管理者が定める時間の範囲内で必要と認める期間
1 2 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
1 3 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
1 4 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	管理者が定める期間内における 2 日の範囲内で必要と認める期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間の範囲内で必要と認める期間
1 5 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第 8 条第 1	当該期間内における 5 日の範囲内で必要と認める期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間の範囲内で必要と認める期間

項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
---	--

別表第4 (第13条関係)

事由	期間
1 生後1年に達しない子の保育のために要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))である者若しくは同条第1号に規

	定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）がこの休暇（これに相当する休暇等を含む。）を承認された場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
2 出生の日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものに限る。）が、当該子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせるための当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業若しくは感染症に伴う学	年度において 5 日（その養育する子が出生の日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間で、かつ、2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間の範囲内の期間

級閉鎖等になった当該子の世話を 行うこと又は当該子の教育若しくは 保育に係る行事のうち入園（入 学）式若しくは卒園（卒業）式へ の参加をすることをいう。）のた め勤務しないことが相当であると 認められる場合	
3 要介護者（条例第16条第1項 に規定する要介護者をいう。以下 同じ。）の介護、通院等の付添い、 要介護者が介護サービスの提供を 受けるために必要な手続の代行そ の他要介護者の必要な世話を 行う会計年度任用職員（1週間の勤務 日が3日以上とされている者又は 週以外の期間によって勤務日が定 められている者で1年間の勤務日 が121日以上であるものであつ て、6月以上の任期が定められて いるもの又は6月以上継続勤務し ているもの）が、当該世話を 行うため勤務しないことが相当である と認められる場合	年度において5日（要介護者が2人 以上の場合にあっては、10日）の 範囲内の期間。ただし、勤務日ごと の勤務時間の時間数が同一でない 会計年度任用職員にあっては、その 者の勤務時間を考慮し、管理者が定 める時間の範囲内の期間
4 女性の会計年度任用職員が生 理日における就業が著しく困難な ため勤務しないことがやむを得な	3日の範囲において必要と認めら れる期間

いと認められる場合	
5 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	年度において別表第7に定める期間
6 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
7 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第14	同上

1号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
--	--

別表第5（別表第3関係）

親族	日数	
配偶者	10日	
1親等の直系尊属（父母）	血族 7日	姻族 3日
同 卑属（子）	血族 5日	姻族 1日
2親等の直系尊属（祖父母）	血族 3日	姻族 1日
同 卑属（孫）	血族 1日	
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	血族 3日	姻族 1日
3親等の傍系尊属（伯叔父母）	血族 1日	姻族 1日

別表第6（別表第3関係）

週の勤務時間	週の勤務日数	日数
29時間以上	5日	7日
	4日	5日
29時間未満		15日の勤務につき1日。最大4日間

別表第7（別表第4関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日